

沼津市津波避難ビル整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

沼津市長 栗原裕康

沼津市津波避難ビル整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震による津波の被害から市民の生命を守るため、津波避難ビル整備事業を行う者に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災会 地域の住民により自主的に結成された防災のための組織をいう。
- (2) 連合自治会自主防災会 各地区連合自治会を主体とする防災のための組織をいう。
- (3) 自主防災会等 自主防災会及び連合自治会自主防災会をいう。
- (4) 津波避難ビル 別に定める「沼津市津波避難ビルガイドライン」に基づき市が登録した津波避難訓練対象区域内の建築物をいう。
- (5) 対象施設 民間の建築物で次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 津波避難ビル
 - イ 津波避難ビル整備事業完了後に津波避難ビルとして指定することに当該施設の所有者又は管理者が同意する既存及び新築の建築物

- (6) 所有者等 対象施設の所有者又は管理者をいう。
- (7) 津波避難ビル整備事業 対象施設における外付け階段、手すり、避難誘導表示板又は停電時に対応できる照明灯その他避難のため市長が必要と認めた設備の整備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自主防災会等から津波避難ビル整備事業の要望を受けた対象施設の所有者等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、津波避難ビル整備事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する費用に三分の二を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）とし、600万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津波避難ビル整備事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業（変更）計画書（第2号様式）
- (2) 自主防災会等の要望書
- (3) 対象施設を明示した位置図、配置図、平面図、立面図等
- (4) 補助事業を行う工事の概要を確認することのできる図面等
- (5) 対象施設の全景及び補助事業を実施する箇所が確認できる写真
- (6) 補助事業に要する費用の見積書
- (7) 津波避難ビル登録書（未登録の場合は、津波避難ビル登録の同意を確認する書類）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、現地調査を行った上で適当と認める場合は、津波避難ビル整備事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、申請者に次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業により整備した設備は、適切な維持管理を行うとともに、津波からの避難を妨げるような改造又は運用をしないこと。

- (2) 補助金の交付を受けた対象施設は、補助金の交付を受けた年度終了後10年以上津波避難ビルとして使用すること。また、補助金の交付を受けた年度終了後10年に満たない期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供さないこと。
- (3) 市長の承認を受けて前号の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 市長の承認を受けて補助金の交付を受けた対象施設を第三者に譲渡し、交換し、又は貸し付けする場合は、津波避難ビルとしての役割について説明し、確実に継承を行うとともに、継承を行ったことの証明を書面で市長に提出すること。
- (5) 補助金の收支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者が、やむを得ず補助金の交付申請を取り下げるときは、津波避難ビル整備事業費補助金交付申請取下書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第10条 申請者は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ津波避難ビル整備事業費補助金変更承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業（変更）計画書（第2号様式）
- (2) 補助事業を行う工事の変更を確認することのできる図面等
- (3) 補助事業に要する費用の変更見積書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(変更決定の通知)

第11条 市長は、前条の規定により変更の承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、津波避難ビル整備事業費補助金変更承認通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 申請者は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、津波避難ビル整備事業費補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る工事施行者と締結した工事請負契約書の写し
- (2) 補助事業に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 補助事業の実施状況が確認できる写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告があったときは、書類の審査及び現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを確認し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、津波避難ビル整備事業費補助金交付額確定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 申請者は、補助金交付額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金支払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第15条 補助事業に要する費用に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 申請者は、第6条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 申請者は、第12条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- (3) 申請者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（第1号又は前号の規

定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告すると共に、これを市に返還しなければならないこと。

- ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(4) 市長は、第7条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。